

笠間市告示第 3 1 2 号

平成 2 6 年第 2 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 6 年 5 月 2 7 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 平成 2 6 年 6 月 3 日 (火)

2 場 所 笠間市議会議場

平成26年第2回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
6月 3日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午前中）〕
6月 4日	水	休 会	議案調査
6月 5日	木	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会〕
6月 6日	金	休 会	常任委員会（総務・土木建設）
6月 7日	土	休 会	
6月 8日	日	休 会	
6月 9日	月	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
6月10日	火	休 会	議事整理
6月11日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月12日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月13日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問・常任委員会（産業経済） 〔討論通告締切（午前中）〕
6月14日	土	休 会	
6月15日	日	休 会	
6月16日	月	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 常任委員会（産業経済） 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 〔全員協議会〕

平成26年第2回  
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成26年6月3日 午前10時00分開会

出席議員

議長	24番	小菌江	一三	君
副議長	10番	藤枝	浩	君
	1番	菅井	信	君
	2番	畑岡	洋二	君
	3番	橋本	良一	君
	4番	小磯	節子	君
	5番	飯田	正憲	君
	6番	石田	安夫	君
	7番	鹿志村	清一	君
	8番	蛭澤	幸一	君
	9番	野口	圓	君
	11番	鈴木	裕士	君
	12番	鈴木	貞夫	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	16番	中澤	猛	君
	17番	横倉	きん	君
	18番	町田	征久	君
	19番	大貫	千尋	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

なし

## 出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	久須美忍君
教育長	飯島勇君
市長公室長	橋本正男君
総務部長	塩畑正志君
市民生活部長	山田千宏君
福祉部長	櫻井史晃君
保健衛生部長	安見和行君
産業経済部長	神保一徳君
都市建設部長	竹川洋一君
上下水道部長	藤枝泰文君
市立病院事務局長	打越勝利君
教育次長	園部孝男君
消防長	橋本泰享君
会計管理者	中庭要一君
笠間支所長	飯村茂君
岩間支所長	海老沢耕市君

---

## 出席議会事務局職員

議会事務局長	石上節子
議会事務局次長	飛田信一
次長補佐	渡辺光司
係長	瀧本新一

---

## 議事日程第1号

平成26年6月3日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 議席の指定及び議席の一部変更について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 諸般の報告について
- 日程第5 請願陳情について
- 日程第6 選挙第1号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

- 日程第7 選挙第2号 茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第9 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市一般会計補正予算（第7号））  
 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））  
 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号））  
 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号））  
 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第5号））  
 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）  
 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）  
 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 議案第40号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第41号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第12 議案第42号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第13 議案第43号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第44号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第45号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第46号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第47号 笠間市市街地活性化基金条例について
- 日程第18 議案第48号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第19 議案第49号 財産処分について
- 日程第20 議案第50号 市道路線の認定について
- 日程第21 議案第51号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第1号）  
 議案第52号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議会改革活性化特別委員会の中間報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定及び議席の一部変更について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 諸般の報告について
- 日程第5 請願陳情について
- 日程第6 選挙第1号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第7 選挙第2号 茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第9 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市一般会計補正予算（第7号））  
報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））  
報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市岩間駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号））  
報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号））  
報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第5号））  
報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）  
報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）  
報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 議案第40号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第41号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第12 議案第42号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第13 議案第43号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第44号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

- 日程第15 議案第45号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第46号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第47号 笠間市市街地活性化基金条例について
- 日程第18 議案第48号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第19 議案第49号 財産処分について
- 日程第20 議案第50号 市道路線の認定について
- 日程第21 議案第51号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第1号）  
議案第52号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第53号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議会改革活性化特別委員会の中間報告について

---

午前9時33分開会

#### 表彰状の伝達

○議長（小藺江一三君） 皆さんおはようございます。

本会議に先立ち、「茨城県市議会議長会」並びに「全国市議会議長会」からそれぞれ表彰状が贈られておりますので、ここで伝達を行います。

事務局より、茨城県市議会議長会表彰者から順に名前をお呼びいたします。名前をお呼びいたしましたら演壇の前までお進みください。

○議会事務局長（石上節子君） それでは、初めに、茨城県市議会議長会からの表彰でございます。

20年以上、15年以上、在職の議員はそれぞれ1名ずつでございます。

お名前をお呼びいたしますので、前にお進み願います。

20年以上、市村博之議員、15年以上、大関久義議員、お願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 表彰状、笠間市議会議員市村博之殿。あなたは市会議員の職にあること20年、熱誠地方自治の伸張に発展し、尽瘁に市政の向上振興に貢献され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰いたします。平成26年4月18日、茨城県市議会議長会々長田口文明（代読）。

表彰状、笠間市会議員大関久義殿。あなたは笠間市議会議員の職にあること15年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献され、功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰いたします。平成26年4月18日、茨城県市議会議長会々長田口文明。

○議会事務局長（石上節子君） 次に、全国市議会議長会からの表彰でございます。

20年以上、15年以上、10年以上在職の議員でございます。お名前をお呼びいたしますので、前にお進み願います。

20年以上、市村博之議員。15年以上、大関久義議員。10年以上、鈴木貞夫議員。10年以上、蛭澤幸一議員。10年以上、石田安夫議員でございます。

○議長（小藺江一三君） 表彰状、笠間市市村博之殿。あなたは市会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいもので、第90回定期総会に当たり、本会表彰規定により特別表彰いたします。平成26年5月26日、全国市議会議長会々長佐藤祐文。

表彰状、笠間市大関久義殿。あなたは市会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがあるので、第90回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成26年5月26日、全国市議会議長会々長佐藤祐文。

表彰状、笠間市鈴木貞夫殿。あなたは市会議員として10年、市政の振興に努められ、功績は著しいもので、第90回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成26年5月26日、全国市議会議長会々長佐藤祐文。

表彰状、蛭澤幸一殿。あなたは市会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがあるので、第90回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成26年5月26日、全国市議会議長会々長佐藤祐文。

表彰状、笠間市石田安夫殿。あなたは市会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがあるので、第90回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成26年5月26日、全国市議会議長会々長佐藤祐文。

○議長（小藺江一三君） 以上で、茨城県市議会議長会並びに全国市議会議長会からの表彰の伝達を終わります。

---

## 開会の宣告

○議長（小藺江一三君） ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付した資料のとおりであります。

---

## 市長挨拶

○議長（小藺江一三君） ここで、市長から発言を求められておりますので、許可いたし

ます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 平成26年第2回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私ともご多忙の中、定例会にご出席を賜り、御礼を申し上げたいと思います。

また、ただいまは茨城県市議会議長会及び全国市議会議長会からの表彰状の贈呈がございましたが、受賞されました議員各位に心からのお祝いとこれまでの長年の活動に対し、敬意を表する次第であります。今後とも、健康に留意されましますますのご活躍を心からお祈り申し上げる次第でございます。

さて、去る4月13日に実施されました市長選挙におきまして当選をさせていただき、引き続き3期目の市政を担うこととなりました。

私は、今回の選挙で「躍進する笠間市づくり」をテーマに、施策を掲げさせていただきました。日本社会全体が少子高齢化、人口減少が進行する中で、「人づくり」「街づくり」「モノづくり」の3つの視点を柱に、均衡ある3地区の発展を目指し、公約に掲げた必要な施策を果敢に実行していきたいと考えております。

今後4年間、議員各位と政策の議論をしっかりと交わして、議会と行政が一体となり、「躍進する元気な笠間市づくり」を進めてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、最近の地方を取り巻く環境でございますが、政府は、デフレからの早期脱却と経済再生の実現に向けて全力で取り組むこととしており、平成25年度補正予算を含めた経済対策の迅速かつ着実な実行と、先般、成立した平成26年度予算の早期実施に努めることとしたところでございます。

本市としましても、国や県と歩調をあわせ、切れ目のない予算執行を通じて景気に万全を期す観点から、公共事業の執行率アップなど予算の早期実施に努め、しっかりとした進捗管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、有識者でつくる「日本創生会議」は、2040年には笠間市を含めて全国の約半数の自治体で若い女性の数が半減するという衝撃的な推計を発表いたしました。

これから縮小する社会の中で、市民のニーズにあった行政サービスを提供するためには、行政サービスの質や量はもちろんでございますが、サービスと住民負担のあり方など、抜本的に見直す時期に来ていると考えております。

笠間市としましては、この「少子高齢化・人口減少社会」への移行を消極的にとらえるのではなく、新たな再編の機会としてとらえて、引き続き行財政改革を断行し、事務事業の見直しや予算の重点的配分など、積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、東海第二発電所については、日本原子力発電が5月20日に再稼働の前提となる安全審査を原子力規制委員会に申請したところでございますが、5月30日に原子力安全協定見直しに向けた初会合が行われました。

会合では、協定の枠組みを周辺11市町村に拡大する意向が示されたところでありますが、今後検討が進む中で、随時、報告してまいりたいと考えております。

次に、本市における現在の市政運営について、ご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、国の平成25年度補正で予算化された「地域少子化対策強化事業交付金」についてでございますが、この交付金は、危機的な少子化問題に対応するため、結婚、妊娠・出産、育児の一貫した「切れ目のない支援」を行うことを目的に、地域独自の先駆的な取り組みを支援するものであります。

笠間市では3つの提案事業を提出いたしました。このほど、「結婚に向けた情報提供」と「妊娠・出産・育児の情報提供の仕組みづくり」の2事業、765万9,000円の内示が内閣府からありました。

「結婚に向けた情報提供」の事業は、笠間市・城里町、栃木県益子町・茂木町の1市3町が合同で、結婚希望者への情報提供を行うためのシステムを構築し、結婚セミナー、登録者の情報交換等を実施するものであります。

また、「妊娠・出産・育児の情報提供の仕組みづくり」の事業は、既に導入されている子育てのポータルサイト（専用ホームページ）を、妊娠・出産・育児の切れ目ない情報のポータルサイトに再構築し、同時にアプリと連動できるシステム構築によって、アプリから検索機能を通して自分の知りたい情報が瞬時に確認できるようにするものであります。

今後、この交付金を活用して、若者や育児中の母親に対する情報提供を推進してまいりたいと考えております。

次に、本市の福祉行政についてでございますが、福祉関連の法改正により、今年度、法律に基づく三つの計画の策定を進めてまいります。

まず、第6期高齢者福祉計画、介護保険事業計画でございます。高齢者福祉計画と介護保険事業計画とを一体的に策定して、高齢者福祉の向上に必要な施策、サービス量、事業費やその財源などを明らかにするとともに、それらを計画的に遂行することを目的として策定してまいります。

二つ目として、「第4期障害者福祉計画」でございます。障害者の自立および社会参加の支援等を総合的かつ計画的に進めていくことを目的としています。

三つ目として、「子ども・子育て支援事業計画」でございます。幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握し、適切なサービスの確保を行うことを目的に策定してまいります。

以上、三つの計画は、今後、高齢者、障害者、子育て支援の指標となることから、策定委員会などにおいて、地域の実情にあった質の高い計画づくりができるように進めてまい

りたいと考えております。

次に、社会保障・税番号、いわゆる「マイナンバー制度」への取り組みについてであります。

国において、社会保障と税の一体改革の実現のために導入の検討が進められてきた制度であります。昨年までに関連する法律が整備され、来年27年度途中の制度運用の開始に向けて、現在、国や地方で準備が進められているところでございます。

全国一律的な対応のほか、今後この制度を本市が導入することによって、効率化されるべき事務や見直しすべき組織体制を考えるとともに、マイナンバーを本市が独自に利用して市民サービスにつなげていくことができるよう、新たな庁内組織を立ち上げながら検討してまいりたいと考えております。

次に、空き家等の適正管理についてであります。市条例が昨年4月1日に施行され、1年2カ月が経過いたしました。

本年5月末現在の状況であります。これまでに市民の皆さんからの情報提供が93件あり、そのうち38件が解決に至り、40パーセントの解決率となっております。

解決した内訳を見ると、行政指導により適正管理となった案件が23件、建物解体となった案件が15件、このうち7件が補助事業により解体となりました。

今後も、適正な行政指導を実施し、良好な生活環境の保全及び防犯のまちづくりを推進したいと考えております。

次に、海外地方自治体職員の受け入れについてであります。総務省と財団法人自治体国際化協会が実施している海外地方自治体職員協力交流事業を活用し、ミャンマーとラオスから、自治体職員をそれぞれ1名、計2名を研修員として本市に受け入れます。

現在、滋賀県にあります全国市町村国際文化研修所で日本語研修のほか、日本の地方自治体行政や文化について研修を受けております。6月20日からは笠間市において来年の3月まで観光行政について専門研修を受けることになっております。

地域レベルにおける国際協力を行うとともに、これをきっかけに本市の国際化の波に対応できる職員の育成を図り、国際交流を推進してまいりたいと考えております。

次に、千葉市に本部のある淑徳大学との交流についてでございます。5月23日に、長谷川理事長、足立学長ほか大学幹部の方々が笠間市役所を訪問されました。

淑徳大学としては、来年、創立50周年を迎えるに当たり、記念事業の一環として、現理事長の父で創設者の長谷川良信氏、笠間市本戸生まれでございます。の記念碑を市内に建設したいとの話がありました。

また、これを機に、大学と市がタイアップする取り組みができれば、との提案をいただいたところです。

市といたしましては、積極的に協力し、継続的な交流や連携を図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、提出議案等について、ご説明申し上げます。

今回は、「法令に基づく報告事項」のほか、「平成25年度笠間市一般会計補正予算 第7号」など報告案件8件、「人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて」の諮問案件2件、「笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて」を初めとする提出議案が14件となっております。

補正予算の議案等につきましては、前年度末に専決処分しました「一般会計」を初めとする5会計の平成25年度補正予算の報告や、「平成26年度笠間市一般会計補正予算（第1号）」をはじめとする3会計の補正予算案を上程するものであります。

「一般会計補正予算（第1号）」であります。歳入におきましては、歳出関連の国県支出金や開発公社からの寄附金、児童館脇の土地の売り払い収入などを補正するものであります。

歳出における補正の概要を申し上げますと、新たに設置する基金への積立金2億1,000万円のほか、市債の繰り上げ償還、2月の大雪に対する国庫補助制度が示されたことによる増額補正を計上するとともに、農産物加工場の建設に対する国庫補助が不採択になったことによる5億円や、国庫補助の内示による幹線道路の事業費の減額補正などが主な内容となっております。

その結果、今回の補正額は2億4,188万1,000円の減額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は280億811万9,000円となります。

後ほど詳しく説明申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

---

## 議事日程の報告

○議長（小園江一三君） ただちに本日の会議を開きます。

日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

ここで、議員の仮議席について、ご報告申し上げます。

大貫千尋君及び菅井 信君に対し、仮議席を指定いたします。仮議席はただいま着席の議席といたします。

---

## 議席の指定及び議席の一部変更について

○議長（小園江一三君） これより議事日程に入ります。

日程第1、議席の指定及び議席の一部変更について、議題といたします。

初めに、前回の補欠選挙において当選されました大貫千尋君及び菅井 信君の議席の指定を行い、会議規則第4条第2項の規定により、大貫千尋君の議席は、議長において、議席番号19番に指定いたします。菅井 信君の議席は議席番号1番に指定いたします。

ただいまの大貫千尋君、菅井 信君の指定に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を次のように変更いたしたいと思っております。

お諮りいたします。

畑岡洋二君の議席を2番に、橋本良一君の議席を3番に、小磯節子君の議席番号を4番に、飯田正憲君の議席を5番に、石田安夫君の議席を6番に、鹿志村清一君の議席を7番に、蛭澤幸一君の議席を8番に、野口 圓君の議席を9番に、藤枝 浩君の議席を10番に、鈴木裕士君の議席を11番に、鈴木貞夫君の議席を12番に、横倉きん君の議席を17番に、町田征久君の議席を18番に変更いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指定したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしましたとおり、それぞれの議席にご着席願います。

ここで暫時休憩をいたします。

午前9時56分休憩

---

午前9時58分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番萩原瑞子君、16番中澤 猛君を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（小藺江一三君） 日程第3、会期の決定について、議題といたします。

今期定例会の会期につきましては、去る5月27日、議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長からご報告をいただきます。

委員長蛭澤幸一君。

〔議会運営委員長 蛭澤幸一君登壇〕

○議会運営委員長（蛭澤幸一君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、5月27日、平成26年第2回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、6月3日から6月16日までの14日間といたします。

初日の6月3日は、会期の決定、請願陳情付託、議案の説明を受け、議案の一部について、質疑、討論、採決を行います。

6月5日は議案質疑の後、各常任委員会への付託を行います。

6月6日と6月9日に常任委員会を開催し、10日は議事整理のため休会とし、11日、12日、13日の3日間で一般質問を行います。

最終日の16日は、各常任委員会に付託された議案等の審査の結果について、各委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

以上、報告いたします。

○議長（小藺江一三君） お諮りいたします。

ただいま、委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から6月16日までの14日間にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から6月16日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま議会運営委員会委員長からの報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

---

#### 諸般の報告について

○議長（小藺江一三君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

初めに、議員の辞職についてご報告申し上げます。

去る3月14日、西山 猛君から議員を辞職したい旨の議員辞職願が出ておりましたので、地方自治法第126条のただし書きの規定により、3月17日に願出を通し、これを許可いたしました。

市長から、繰越明許費、地方自治法第142条の3、第2項の規定による一般財団法人笠間市開発公社及び笠間市工芸の丘株式会社の経営状況、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告についての書類が法令等に基づく報告事項としてまとめて提出されておりますので、既に議案とともに配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、3月定例会において議決された「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための意見書」について、及び「微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対

策の推進を求める意見書」については、去る3月20日をもって、衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣あて送付いたしましたので、報告いたします。

---

#### 請願陳情について

○議長（小藺江一三君） 日程第5、請願陳情について議題といたします。

今期定例会に提出された請願陳情につきましては、文書表を付してその写しをお手元に配付しておりますので、それから、請願陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 選挙第1号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（小藺江一三君） 日程第6、選挙第1号 笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

笠間市選挙管理委員会委員に芳賀文十郎君、田中恵子君、栗原英男君、江幡義孝君、以上の方を指名いたします。

笠間市選挙管理委員会委員の補充員に、第1順位滝田均君、第2順位に川崎幸良君、第3順位萩野谷睦男君、第4順位岡井俊博君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方々を笠間市選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が笠間市選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

---

選挙第2号 茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙について

○議長（小藺江一三君） 日程第7、選挙第2号 茨城地方広域環境事務組合議会議員の選挙について、議題といたします。

本件は、茨城地方広域環境事務組合議会議員に1名の欠員が生じたことに伴い、茨城地方広域環境事務組合議会規則第5条第2項及び第6条第3項の規定により、議員の中から選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦の方法により行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

茨城地方広域環境事務組合議会議員に、19番大貫千尋君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました大貫千尋君を茨城地方広域環境事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、大貫千尋君が茨城地方広域環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました大貫千尋君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（小藺江一三君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて、及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることにつ

いての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第1号及び第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて法務大臣に候補者を推進し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名の方々が人権擁護委員として活動されております。

本市も2名の委員が平成26年9月30日をもって任期満了となりますので、平成17年から活動されている久保田運平氏を再度推薦し、平澤浩子氏を新たに推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより1件ごとに採決いたします。

諮問第1号を採決いたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

諮問第2号を採決いたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市一般会計補正予算（第7号））
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号））
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号））
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第5号））
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）
- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（小藺江一三君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市一般会計補正予算（第7号））ないし報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例）までの8件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第1号から報告第8号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの報告は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した平成25年度笠間市一般会計補正予算第7号から、笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） それでは、報告第1号 平成25年度笠間市一般会計補正予算第7号の専決処分についてご説明申し上げます。

これは平成26年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

本補正予算は、利子割交付金などの各交付金や地方交付税の確定、岩間駅東土地地区画整理事業特別会計の繰出金などの予算措置が必要であったことや、事業の確定などにより、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,621万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284億5,593万1,000円としたものでございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費補正、1、追加でございしますが、25年度内の完了が見込めないため、新たに市道（笠）1069号線福田道路整備事業を追加したものでございます。

ページをおめくりいただきまして、8ページの2の変更でございします。

既に繰越明許費を設定しておりました事業につきまして、国の内示が行われた道路整備事業の額の変更など、15事業の金額を変更したものでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正でございしますが、茨城消防救急無線指令センター整備事業負担金について、契約の締結により本市の負担額が減額となったことから、限度額を変更するものでございます。

11ページをごらんください。

第4表の地方債補正ですが、1、追加で、岩間中学校施設整備事業債につきまして事業が平成26年度に繰り越しとなったことから、充当を予定しておりました地域の元気臨時交付金より地方債に財源を組みかえたことによる追加でございします。

12ページをお開きください。

2の変更につきましては、北山公園整備事業債ほか、5事業債について、事業費の確定などにより起債限度額を補正するものであります。

次に、歳入歳出の主なものについて事項別明細書にてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございします。

15ページをお開きいただきたいと思います。

第2款地方譲与税から次のページの第8款自動車取得税交付金までは、平成25年度の交付額の確定に伴い、補正したものでございます。

第10款の地方交付税でございしますが、最終的な算定の結果、特別交付税で2億7,436万2,000円、震災復興特別交付税で1億636万7,000円の増額が決定したものでございます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金の609万1,000円の減につきましては、佐城小学校屋内運動場整備事業及び稲田中学校施設整備事業の内示が行われたことによる減額でございします。

17ページをごらんいただきたいと思います。

第15款県支出金、第3項委託金、1目総務費委託金1,308万5,000円の減は、参議院議員

通常選挙及び茨城県知事選挙に伴う委託金の確定によるものでございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、2目総務費寄附金1,000万円の増は、茨城県環境保全事業団から受けた寄附金でございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、2目福田地区地域振興整備基金繰入金2,037万8,000円の減は、エコフロンティアかさま対策に係る福田地区の地域振興整備事業の額の確定に伴う基金からの繰り入れを減額するものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

19ページをごらんいただきたいと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費でございますが、5目財産管理費1,830万円の減につきましては、笠間支所整備事業及び旧岩間分庁舎施設解体事業の事業費の確定などによる減額が主なものでございます。

14目基金費4億9,160万1,000円の増は、合併特例債や臨時財政対策債の発行に伴いまして、地方債現在高が年々増加傾向にあり、今後数年間にわたり公債費の支出増が見込まれることから、今年度の負担を最小限度に抑え、行政サービスを継続していくために公債費の償還財源の準備として減災基金へ積み立てをするものでございます。

22ページをお開きください。

第3款民生費、第3項生活保護費につきましては、年度内の生活保護費の支出見込みにより扶助費を2,000万円減額するものでございます。

第4款衛生費、第2項清掃費、4目エコフロンティアかさま対策費につきましては、福田地区の地域振興整備事業の事業費の確定に伴う2,105万9,000円の減額でございます。

23ページをごらんいただきたいと思います。

第7款土木費、第4項都市計画費、6目岩間駅周辺整備事業費の1,564万円の増であります。岩間駅東土地区画整理事業で造成した土地のうち、3区画が未売却となり、その売り払い収入を充当しておりました特別会計の事務費及び公債費等の財源手当てが見込めなくなったことから、当面の財源手当てとして一時的に一般会計からの繰り出しを行うものでございます。なお、この繰り出しにつきましては、売却が行われた段階で一般会計へ繰り戻しを行う予定でございます。

24ページをごらんいただきたいと思います。

第8款消防費、第1項消防費、3目消防施設費の7,610万9,000円の減は、茨城消防救急無線指令センター整備事業の契約の締結に伴い、笠間市の負担額が確定したことによる減でございます。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費の1,372万6,000円の減は、佐城小学校屋内運動場整備事業で国庫補助金対象事業費が減額になったことに伴うものでございます。

以上で、平成26年3月31日付で専決処分しました平成25年度笠間市一般会計補正予算第7号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤枝泰文君。

〔上下水道部長 藤枝泰文君登壇〕

○上下水道部長（藤枝泰文君） それでは、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））について、ご説明申し上げます。

専決処分の理由でございますが、国庫補助事業の額の確定による補正でありまして、平成26年3月31日付で専決処分したものでございます。

補正予算の1ページをごらん願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,527万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ30億2,320万7,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の補正、第3条は地方債の補正でございます。

5ページをお開き願います。

第2表の繰越明許費の補正でございますが、年度未完了が見込めないことから、追加としまして下水道管理事業で5,852万円の追加、内容は長寿命化実施設計、浄化センター機器修繕工事、管路施設修繕工事等でございます。

2、変更としまして、下水道建設事業の3億5,291万6,000円を2億8,340万4,000円に変更するものでございます。内容は、管渠敷設工事及び工事に伴う支障物件移転工事でございます。

歳入歳出補正の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

歳入については、3款の国庫支出金において公共下水道費補助金2,127万円の減、9款の市債においては、公共下水道事業債2,400万円の減でございます。

歳出については10ページをお開き願います。

第1款、第1項、2目下水道管理費の527万円の減につきましては、国庫補助事業の長寿命化実施設計委託料の額の確定によるもの、また、第1款、2項、1目下水道建設事業費4,000万円の減につきましては、管路施設工事の国庫補助事業費の確定によるものでございます。

以上で、報告第2号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、内容説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号））について、ご説明申し上げます。

専決処分の理由でございますが、岩間駅東土地区画整理事業により生み出された保留地

を売り払いができなかったのにより対応する予算措置が必要なため補正をするもので、平成26年3月31日に専決処分をしたものでございます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,027万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,277万9,000円とするものでございます。

歳入歳出の主な内容につきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。

7 ページをお開き願います。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目不動産売払収入6,591万9,000円の減額は、保留地を売り払いできなかったことによるものでございます。

2 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金の1,564万円の増額は、保留地が契約できなかったことから、一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8 ページをお開き願います。

1 款土地区画整理事業費、1 項総務費、1 目総務費251万9,000円は、保留地販売促進紹介料の減額でございます。

2 款公債費、1 項公債費、1 目元金4,776万円は地域開発債の繰り上げ償還分の減額でございます。

以上で報告第3号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 市立病院事務局長打越勝利君。

〔市立病院事務局長 打越勝利君登壇〕

○市立病院事務局長（打越勝利君） 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号））をご説明申し上げます。

専決処分の理由でございますが、内視鏡システム購入後に、止血処理のできる上部消化管汎用スコープが緊急に必要となったため、補正するものでございます。平成26年3月31日に専決処分をしたものでございます。

補正予算書の1 ページをごらん願います。

第2条資本的収入及び支出の補正ですが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額99万2,000円を155万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金99万2,000円を155万8,000円に改め、資本的収入の総額から158万1,000円を減額し、総額を1,517万6,000円に、資本的支出の総額から101万5,000円を減額し、総額を1,673万4,000円にするものでございます。

2 ページをお開き願います。

第3条の企業債の補正ですが、予算第5条に定める企業債の限度額1,230万円を1,010万円に改めるものでございます。

次に、第4条他会計からの補助金の補正ですが、一般会計繰出金として建設改良費に要

する支出金61万9,000円を加えるものでございます。

補正の内容につきましては、補正予算に関する明細書によってご説明いたします。

4ページをお開き願います。

収入でございますが、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債の220万円の減額については、医療機器購入費の減額に伴い、病院事業債の借入額を減額するものでございます。

第2項出資金、1目出資金の61万9,000円の減額については、医療機器購入費に対する一般会計からの繰出し金でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、1目医療機器購入費の101万5,000円の減額については、支出額の確定に伴い、減額するものでございます。

以上で報告第4号の説明を終わります。

訂正いたします。

第2項出資金、1目出資金の61万9,000円、先ほどは「減額」と言いましたが、「増額について」という形で訂正させていただきます。以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 上下水道部長藤枝泰文君。

〔上下水道部長 藤枝泰文君登壇〕

○上下水道部長（藤枝泰文君） それでは、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第5号））について、ご説明申し上げます。

専決処分の理由でございますが、平成25年9月に実施しました広域化対策事業にかかわる企業債の繰り上げ償還に伴い、総務省の繰出基準に基づく一般会計からの出資金の予定額を変更するものであり、平成26年3月31日付で専決処分したものでございます。

補正予算書1ページごらんいただきたいと思います。

第2条の資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款、第2項の他会計出資金の予定額を36万8,000円増額し、2,180万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、4ページの補正予算明細書をごらんください。

資本的収入の第1款、1項、1目、1節の一般会計出資金を36万8,000円増額し、2,180万2,000円とするものです。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 報告第6号 笠間市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、同日から施行が必要な部分について、本市税条例の改正をする必要があるため、専決処分をしたものでございます。

それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。

笠間市税条例新旧対照表によりまして、主な改正内容をご説明いたします。

付則第6条及び6ページの第6条の2の改正でございますが、個人市民税において、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失が生じた場合に、他の所得との損益通算や翌年度以降に繰り越し控除ができる制度について、地方税法の条文が整備されたことにより、条例の付則条文を削除するものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

付則第6条の3の改正でございますが、阪神淡路大震災に係る雑損控除の特例についても、地方税法の条文が整備されたことにより条例の付則条文を削除するものでございます。

9ページをお開きください。

付則第8条第1項の改正でございますが、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例については、適用期限を延長し、平成30年度までとするものでございます。

10ページをお開きください。

付則第10条の3の改正でございますが、固定資産税において、耐震改修促進法の改正に伴い、不特定多数の者が使用する大規模建築物等が建築基準法に基づく耐震改修を行った場合の減額措置が創設され、第9項として条文を加えました。

11ページをごらんください。

付則第17条の2の改正でございますが、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得について、市民税の課税特例として軽減税率を適用しておりますが、適用期限を平成29年度まで延長するものでございます。

12ページをお開きください。

付則第21条第1項及び第2項並びに付則第21条の2の改正でございますが、公益法人制度の改革により、平成25年度分までの固定資産税について非課税措置が講じられておりましたが、移行期限の到来を受けまして非課税措置を廃止し、条文の文言整理をするものでございます。

以上で笠間市税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 説明中でございますが、ここで休憩をいたします。10時40分に再開をいたします。

午前10時34分休憩

---

午前10時42分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。上着を脱いでも結構です。引き続き、説明をお願いします。

市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 報告第7号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び報告第8号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

まず、報告第7号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明いたします。

4枚目の新旧対照表をお開きください。

付則に、新たに1項を加え、市長及び副市長の給料月額を平成26年4月23日から平成27年3月31日の間、減額するものであります。1号として、市長については、100分の20に当たる額を減じ、90万円を72万円とするものです。2号として、副市長については、100分の5に当たる額を減じ、72万円を68万4,000円とするものです。なお、付則として、この条例は平成26年4月23日から施行しております。

続きまして、報告第8号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明いたします。

4枚目の新旧対照表をお開きください。

付則に新たに1項を加え、教育長の給料月額を平成26年4月23日から平成27年3月31日の間、減額するものであります。教育長の給料月額について100分の5に当たる額を減じ、65万円を61万7,500円とするものです。

なお、付則として、この条例は平成26年4月23日から施行しております。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号ないし報告第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより1件ごとに採決いたします。

報告第1号を採決いたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認する

ことに決定いたしました。

報告第2号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第3号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第4号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第5号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第6号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第7号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

報告第8号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小園江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認する

ことに決定いたしました。

---

**議案第40号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて**

○議長（小藺江一三君） 日程第10 議案第40号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第40号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市教育委員会委員の平澤憲次氏が平成26年6月23日をもって任期満了になることに伴い、同氏を再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより議案第40号を採決いたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

**議案第41号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて**

○議長（小藺江一三君） 日程第11、議案第41号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第41号 笠間市監査委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市監査委員の石川 享氏が平成26年6月22日をもって任期満了になることに伴い、新たに岸 倫男氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより議案第41号を採決いたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### 議案第42号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（小藺江一三君） 日程第12、議案第42号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第42号 笠間市等公平委員会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市等公平委員会委員の塩田満夫氏が平成26年6月22日をもって任期満了になることに伴い、新たに高安行男氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2、第2項及び笠間市等公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

す。よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより議案第42号を採決いたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### 議案第43号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第13、議案第43号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第43号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。内容につきましては保健衛生部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長安見和行君。

〔保健衛生部長 安見和行君登壇〕

○保健衛生部長（安見和行君） 議案第43号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと、低所得者に対する5割及び2割軽減措置の拡充を講じるとともに、それらに伴う文言整理を行うため本条例を改正するものでございます。

内容につきましては新旧対照表によりご説明いたします。

2 ページをお開きください。

第3条第3項中、後期高齢者支援金等課税額14万円を16万円に、同条第4項中、介護納付金課税額12万円を14万円に改正するものでございます。

次に、3 ページをごらんください。

第14条中、第24条の37、第1項を第24条の26に改正するものでございます。

次に、第19条第1項中、同条第3項の前に「読点」を加え、「別表第2」を「同表」に、「14万円」を「16万円」に、「並びに」を「及び」に、「12万円」を「14万円」に改正するものです。

次に、同条同項第2号中、「当該納税義務者を除く」の文言を削除し、同項第3号中、「35万円」を「45万円」に改正するものでございます。

付則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第44号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 議案第44号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第44号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援新制度の施策の審議とあわせ、幼稚園、保育所及び認定子ども園等の保育料について、一括して審議する必要があるため、条例の一部改正をするとともに関連条例を廃止するものであります。

内容につきましては福祉部長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） それでは、議案第44号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

平成27年度から、子ども・子育て支援制度により運営することとなる市内の幼稚園、保育所、認定子ども園の保育料につきましては、国が示す利用負担を参考に、市が今後定め

ることとしております。また、現在、条例により設置しました子ども・子育て会議におきまして、本市の子育ての支援計画と施策内容を審議しているところでございます。

新制度の施策内容と保護者が負担する保育料は密接な関係があること、また、笠間市は従前より審議会における答申を受けて保育料を定めていることから、同様の手続とするため、子ども・子育て会議にその機能を追加するものでございます。

このことによりまして、今までありました笠間市保育料審議会を廃止するとともに、その委員の報酬を規定していましたが笠間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたします。

条例の一部改正の説明につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、2ページをお開きください。

表の左側に改正案がございます。第2条に2項としまして、諮問答申に関する条文を追加しております。3条の改正は文言の追加でございます。

戻りまして、1ページでございますが、付則第2項におきまして、笠間市保育料審議会条例の廃止を第3項で、笠間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表から保育料審議会委員の削除を規定する一部改正を行います。

この条例の施行に関しましては公布の日からとしております。

以上で、議案第44号 笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第45号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第15、議案第45号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第45号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の廃止及び産業競争力強化法の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、産業経済部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

○産業経済部長（神保一徳君） 議案第45号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例についての内容をご説明申し上げます。

笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利を放棄することができる場合の放棄対象要件の規定において、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法を引用しておりました。この特別措置法が廃止となり、企業の提案に基づく規制改革等の新たな特別措置、産業の新陳代謝を促進するためのベンチャー投資や事業再編の促進等を目的とした産業競争力強化法が平成26年1月20日に施行され、放棄対象要件の規定の一部が産業競争力強化法に引き継がれたことに伴い、条例を一部改正することとなりました。

今回の条例改正はこの引用法令の変更に伴い、笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例中の文言の整理をするものでございます。

内容については、2ページ、3ページにございます新旧対照表によりご説明申し上げます。

上から順に、第3条第1号中、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第47条を産業競争力強化法第133条第1号に、同条第2号中、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第41条第2項を産業競争力強化法第127条第2項に、同法第42条第1項を同法第128条第1項に、3ページに入りまして、同条第3号中、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第47条を産業競争力強化法第133条第1号に、同条第6号中、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第2条第24項を産業競争力強化法第2条第15項に、同条第25号を同条第16項にそれぞれ改めるものでございます。

なお、本条例案につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で議案第45号の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第46号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第16、議案第46号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第46号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、消防長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（小藺江一三君） 消防長橋本泰享君。

〔消防長 橋本泰享君登壇〕

○消防長（橋本泰享君） 議案第46号 笠間市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この改正は、消防団員の処遇改善を盛り込んだ法律の整備を受け、退職報奨金の支給額を定めた消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が本年4月に施行され、消防団員の退職報奨金が引き上げられたことに伴うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページをお開きください。

消防団員の退職報奨金の額を定めた別表を改めるものでございまして、改正案のとおり現行の退職報奨金の支給額を一律5万円増額し、最低支給額を20万円とするものでございます。

次に、ページを戻し、1ページをお開きください。

付則についてでございますが、施行日につきましては公布の日とし、経過措置としまして、この条例による改正後の退職報奨金の支給は平成26年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用するものとするものでございます。

なお、参考といたしまして、この制度のために市町村が負担する掛け金につきましては、引き上げを行わず、現行どおりとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第47号 笠間市市街地活性化基金条例について

○議長（小藺江一三君） 日程第17、議案第47号 笠間市市街地活性化基金条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第47号 笠間市市街地活性化基金条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第241条第1項の規定により、笠間市の市街地活性化及び地域の振興に寄与することを目的として新たに基金を設置するため制定するものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 議案第47号 笠間市市街地活性化基金条例について、ご説明申し上げます。

本市の重要事務事業であります笠間稲荷周辺の活性化及び駅周辺の活性化を推進するため、一般財団法人笠間市開発公社から2億円の寄付を受けることになりました。これらの資金を有効に活用するため、笠間市市街地活性化基金条例を制定するものでございます。

第1条の設置では、本市の市街地活性化及び地域の振興に寄与するため、当該基金を設置する定義づけをするものでございます。

第2条の積立では、寄附金その他の収入をもって積み立て、その額は予算の定めによるところによるものとしてございます。

第3条では基金の管理、第4条では基金の運用から生ずる運用基金の処理、第5条では繰りかえ運用について定めるものでございます。

第6条の処分につきましては、第1条に規定する目的の場合に限り、その全部または一部を処分することができるものとしてございます。

第7条の委任では、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が別に定めるとするものでございます。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第47号について説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第48号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議について

○議長（小藺江一三君） 議案第48号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第48号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市等公平委員会の事務所の位置の移動により、笠間市等公平委員会規約の一部を変更することに関して、必要となる関係地方公共団体との協議に当たり、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、市長公室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 議案第48号 笠間市等公平委員会規約の一部変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

笠間市等公平委員会の事務所を笠間市役所本庁内から岩間支所内への移動により、規約の一部変更が必要となります。

本案は、この規約の変更について関係する地方公共団体間の協議に当たり、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、3枚目の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第4条第1項の条文において、現行の「笠間市役所本庁内」を「笠間市役所岩間支所内」とするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第49号 財産処分について

○議長（小藺江一三君） 議案第49号 財産処分についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第49号 財産処分についての提案理由を申し上げます。

本案は、市有地の売却について、笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する額及び面積を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 議案第49号 財産処分についてご説明いたします。

平成24年度に策定しました第5期笠間市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームへの入所待機者の解消目的とし、市有地に特別養護老人ホームを建設運営する社会福祉法人を誘致し、市街地の活性化及び遊休公共用地の活用を図るため処分

するものでございます。

財産の所有地、種別、数量でございますが、笠間市南友部字東遠原1966番137、雑種地、面積が1,081.08平方メートル、同1966番139、雑種地、面積5,704.02平方メートルの2筆で、合計面積が6,785.1平方メートルでございます。

売却の方法につきましては随意契約でございます。

売却価格につきましては1億1,941万7,760円で、1平方メートル当たり1万7,600円でございます。

売却の相手方につきましては、石岡市根当10888番地3、社会福祉法人愛の会でございます。

1ページ以降に位置図等を添付いたしましたので、ごらんいただければと思います。

以上で、議案第49号 財産処分についての説明を終わりにいたします。

○議長（小藺江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第50号 市道路線の認定について

○議長（小藺江一三君） 日程第20、議案第50号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第50号 市道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、道路改良事業及び開発行為に伴う路線の認定をするため提出するものであり、道路法第8条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく願います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 議案第50号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

今回の市道路線の認定につきましては、新たに認定する路線7路線をお諮りするものでございます。

路線につきましては、1ページに一覧表を載せてございますのでごらんいただきたいと思っております。

別紙、路線調書には、認定する路線名とそれぞれの起点、終点、延長、幅員等をそれぞれ記載してございます。

それでは、各路線について、資料に基づきましてご説明申し上げます。

4 ページをごらんいただきたいと思います。

認定する路線を赤色で表示しております。位置図に整理番号を示しております。

初めに、岩間地区下郷地内の市道（岩）中336号線でございますが、この路線は国道355号と市道（岩）中100号線を新規に連絡する路線でございます。道路新設改良事業により整備をする路線でございます。

続きまして、6 ページをごらんいただきたいと思います。

笠間地区金井地内の市道（笠）4358号線でございます。この路線は佐城小学校の北西側に位置し、民間事業者の開発行為に伴い、延長40メートルを認定するものでございます。

続きまして、8 ページをごらんいただきたいと思います。

友部地区鯉渚地内の市道（友）3515号線でございます。この路線は柿橋団地の北側に位置し、民間事業者の開発行為に伴い、延長46メートルを認定するものでございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。

友部地区美原地内の市道（友）3516号線でございます。この路線は友部小学校の南側に位置し、同じく民間事業者の開発行為に伴い、延長81メートルを認定するものでございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。

友部地区平町地内の市道（友）3517号線でございます。この路線は県立こころの医療センターの北東側に位置し、民間事業者の開発行為に伴い、延長67メートルを認定するものでございます。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと思います。

友部地区旭町地内の市道（友）3518号線でございます。この路線は友部自動車学校の西側に位置し、民間事業者の開発行為に伴い、延長93メートルを認定するものでございます。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと思います。

友部地区の旭町地内の市道（友）3519号線でございます。この路線は県立こころの医療センターの南東側に位置し、民間事業者の開発行為に伴い、延長62メートルを認定するものでございます。

以上で議案第50号の説明を終わります。

○議長（小園江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第51号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（小園江一三君） 日程第21、議案第51号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第1号）ないし議案第53号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）につい

での3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第51号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第1号）から、議案第53号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

これらの議案は平成26年度の補正予算であり、一般会計のほか後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 議案第51号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度笠間市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,188万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ280億811万9,000円とするものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表債務負担行為補正でございしますが、笠間の家指定管理料につきまして、平成27年度より笠間を家の運営を指定管理として委託する準備を進めるため、平成27年度から平成29年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

7ページをごらんください。

第3表地方債補正の1、追加でございしますが、市道整備事業債、狭あい道路整備等促進事業につきまして、国の狭あい道路整備等促進事業が平成25年度で終了となったことから、市の単独事業として予定しておりましたけれども、26年度以降も継続されることとなったため、新たに起債をするものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

2の変更でございしますが、地域交流センター整備事業債から芸術の森公園周辺整備事業債までの6事業につきまして、国庫補助金の内示に伴い、起債対象事業費の変更により起債額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明いたします。

11ページをお開きください。

まず、歳入につきましてご説明申し上げます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金8,500万6,000円の減は、

市道整備等に充てております社会資本整備総合交付金の内示によるものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

4目農林水産業費県補助金4億7,432万5,000円の減は、市の予算を經由し、民間事業者に対する県補助金の農業食品産業強化対策補助金、強い農業づくり交付金で予定しておりました民間事業者の事業が不採択になったことによる5億円の減で、歳出でも同額を減額しております。

また、2月にありました大雪による被害を受けたビニールハウス等に対する撤去及び修繕等の補助金2,567万5,000円の増となっております。

16款財産収入、第2項財産売払収入、1目不動産売払収入1億3,821万7,000円の増は、南友部地区の児童館脇及び笠間地区の窯業指導所跡地の市有地の売り払いによるものでございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、2目総務費寄附金2億850万円の増は、いわゆるふるさと納税の業務手法を変更することにより、ふるさとづくり寄附金がふえるものと見込み、750万円の増、笠間市開発公社より市街地活性化の推進を図ることへの寄附金2億円が主なものでございます。

13ページをごらんください。

第20款諸収入、第3項貸付金元利収入、6目ふるさと融資貸付金元金収入5,380万8,000円の増は、ふるさと融資による貸し付けをしておりました民間の福祉施設から貸付金の一括償還の申し出があり、収入するもので、全額公債費の元金償還に充当いたします。

第4項雑入、4目給食事業収入840万5,000円の増は、消費税率変更に伴う学校給食費の消費税分を追加するもので、全額給食の賄い材料代に充当いたします。

続きまして、歳出でございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

第2款総務費、14目基金費、2億1,750万円の増ですが、ふるさとづくり寄附金の業務委託で寄附金が増加すると見込まれることから、寄附金750万円を、元氣かさま応援基金へ積み立てるものでございます。また、笠間市開発公社及び前年度に茨城県環境保全事業団からいただきました寄附金を原資として、新たな基金を造成するため積み立てるものでございます。

17ページをごらんいただきたいと思います。

第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費926万9,000円の増でございますが、次のページにございます電算システム委託料670万円が主なものでございます。これは県補助金の地域少子化対策強化交付金を活用し、妊娠、出産、育児の支援制度や予防接種等の情報を必要な人が必要なときに取得できるよう、ポータルサイトの構築を委託するものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費2,608万2,000円の増は、水ぼうそうの予

防接種が10月より定期接種化されることに伴い、11節需用費の医薬材料費1,001万2,000円、13節委託料の予防接種委託料721万円が主なものでございます。

19ページをごらんください。

第7款土木費、第2項道路橋梁費につきましては、国庫補助事業の内示額の減によるものと、新たに狭あい道路整備等促進事業が追加されたことにより、3目道路新設改良費から次の20ページの5目狭あい道路整備等促進費へ組みかえによるものでございます。

21ページをごらんいただきたいと思っております。

第9款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料設計業務等委託料378万円の増につきましては、佐城小学校校舎解体の設計業務でございます。

以上で平成26年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長安見和行君。

〔保健衛生部長 安見和行君登壇〕

○保健衛生部長（安見和行君） 議案第52号 平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

1ページをごらんください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,233万3,000円とするものであります。

内容につきましては事項別明細書によりご説明いたします。

7ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金118万5,000円は、茨城県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金のための収入によるものでございます。

6款諸収入、2項償還金及び還付加算金、2目還付加算金14万8,000円は、茨城県後期高齢者医療広域連合からの還付加算金のための収入によるものであります。

次に、歳出についてであります。8ページをお開き願います。

3款諸支出金、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金133万3,000円の増につきましては、保険料還付金118万5,000円及び保険料還付加算金14万8,000円の増によるものであります。この保険料還付金は、共済年金から後期高齢者医療保険料を特別徴収されていた被保険者が死亡したことにより発生し、後期高齢者医療保険制度開始の平成20年度から平成24年度までの5年間に、45件分が未済になっていたものを相続人代表に還付するものでございます。

また、保険料還付加算金は還付金の額、期間によって加算されるもので、45件のうち38件分についての加算金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第53号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1 ページをごらんいただきます。

今回の補正予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,471万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

7 ページをお開きいただきます。

歳入についてですけれども、7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付金準備基金繰入金の補正額71万3,000円は、被保険者の死亡に伴う介護保険料の還付のため、介護給付費準備基金から繰り入れる収入でございます。

次に、歳出につきましては8ページをお開きいただきます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金の補正額64万4,000円及び3目第1項被保険者還付加算金の補正額6万9,000円合わせまして、71万3,000円の増につきましては、介護保険料還付に要する金額を増すものでございます。

この介護保険料還付金及び還付加算金につきましては、平成19年度から平成24年度の6年間の間に、65歳以上の方で年金から特別徴収によりまして介護保険料を納付していただきました被保険者が死亡したことによって発生しました保険料の還付でございます。還付先が今まで決定されませんで保留となっていたもののうち、相続人に還付することができると確認できました85件分につきましては、還付するものでございます。また、保険料の還付加算金につきましては、還付金の額、期間によって加算されるもので、85件のうち45件分につきましては加算でございます。

以上で、議案第53号 平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましての説明を終わります。

○議長（小園江一三君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 議会改革活性化特別委員会の中間報告について

○議長（小園江一三君） 日程第22、議会改革活性化特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革活性化特別委員会委員長より、笠間市議会会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会改革活性化特別委員会委員長野口 圓君。

〔議会改革活性化特別委員長 野口 圓君登壇〕

○議会改革活性化特別委員長（野口 圓君） 議会改革活性化特別委員会委員長の野口でございます。

議長の許可をいただきましたので、お手元に配布させていただきましたこちらの資料をごらんいただきたいと思います。今まで18回非常に熱のこもった議論をずっと展開しております。本日、中間報告をさせていただきます。

初めに、1枚めくっていただきまして、具体的調査項目というのがございますので、その1番から順々に報告させていただきます。

初めに、9項目の検討課題のうち、第1、項目1、「一般質問における一問一答方式について」でございますが、一括質問、一問一答方式、3方式ありましたが、それを除きまして、二つの方式、一問一答方式、そして一括質問・一括答弁の二つの方式から選択して、今期定例会から実施することといたします。9月定例会において最終報告をし、規則等の改正後本格実施をしてみたいというふうに思っております。

次に、項目2、「討論のあり方」でございますが、従来どおりとして、「人事案件に対する討論・質疑は行わないこと」を追加し、「申し合わせ」に明記することといたします。

次に、「常任委員会のあり方について」でございますが、これは項目の8番の「議員定数について」と非常に密接に関係してございます。第11回から第15回の会議の中で、時間をかけて慎重に議論を重ねた結果、議員定数を現在の24名から22名にすることにし、常任委員会の数を現在の4常任委員会から3常任委員会にすることで結論が出されました。これらの検討の根拠といたしましては、県内・県外の同規模の市における人口規模、予算規模、面積、議員定数等のデータを参考にすのほか、市民の多様な意見が反映される人数であること、及び合併による地域的特性等に配慮し、議論してまいりました。

次に、項目4、「付託案件以外の所管事務に関することについて」は、従来どおり積極的に取り組むことといたします。

次、第5、項目の6番なんですが、「本会議のインターネット配信について」でございますが、9月議会より、ライブ中継、録画中継を開始し、本庁及び各支所のロビーにおいてもライブ中継ができるようにすることといたします。

また、項目7、「傍聴者に関すること」につきましては、傍聴券の交付による受け付けについて、規則等の改正後本格実施をして、要するに、住所氏名を記入しないということでございます、を考えております。

最後に、議会報告会を含む項目5、「市民との意見交換について」及び使途基準を含む項目9、「政務活動費のあり方について」は、現在討議中であります。まとも次第ご報告することといたします。

以上で、議会改革活性化特別委員会第2回中間報告を終わりにいたします。ありがとうございます。

## 散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は6月5日に開きますのでご参集ください。ご苦労さまでした。

午前11時39分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署名議員 萩原 瑞子

署名議員 中澤 猛